

# 第 14 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 7 月 27 日)

1. 開催日時 平成30年7月27日(金) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	
7		8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	
13		14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19	菊池光雄				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 14名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1		2		3	久富喜良
4		5		6	
7	山田博敏	8	榎本毅	9	
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14	緒方武彦	15	福谷洋朗
16	木村俊一	17		18	松原学
19		20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 93 号 農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について  
 議案第 94 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
 議案第 95 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)  
 議案第 96 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)  
 議案第 97 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
 議案第 98 号 農地法第5条許可申請について

- 報告第 47 号 農地法第4条届出について  
 報告第 48 号 農地法第5条届出について  
 報告第 49 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 協議第 17 号 農用地利用配分計画 (案) について  
 協議第 18 号 延岡市農業委員会農地パトロール (利用状況実施調査) 実施要領 (案) について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主 査	黒木 政良	主任主事	興梠 康大	北川産業建設課 専門主事	宮野 豊
北浦産業建設課 主任主事	西村 武志				

## 8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>非常に暑い日が続いております。皆様も無理をなされないようお願いいたします。昨年度は北九州で豪雨がございましたが、今年は西日本の広い範囲で大雨の被害が出ておりまして、200名を超える死者が出ております。被害状況等詳細はまだ不明な部分もあるようですが、延岡市におきましては、適度に雨も降り、普通水稻も十分に水が行き渡っているようで、このまま秋を迎えることができれば良いと思っております。このような被害は全国どこで発生してもおかしくない状況でございます。皆様のもとにも寄附等のお話がさまざまな所からきていると思いますが、少しでもお願いしたいところでございます。</p> <p>昨年度7月20日に新制度下での農業委員会がスタートし1年が経過しました。新制度への移行に対して事務局もなかなか準備が間に合わないところもございましたが、今年は昨年度の荒廃農地調査の結果を図面に落とし込んだりと、非常に分かりやすくなっていると思います。そういったものを活用しながら今年度の調査を実施していけたらと考えております。皆様よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今から第14回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数19名中15名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項並びに延岡市農業委員会規則第11条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号5番 松下康廣委員と委員番号14番 大戸孝一委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第93号の農地法第3条の規定による使用貸借権の設定についてから議案第98号、農地法第5条許可申請についてまで議案6件、報告案件が3件、協議案件が2件となっています。</p> <p>それでは議案第93号、農地法第3条の規定による使用貸借権の設定について提案いたします。整理番号1番の説明を委員番号5番 松下康廣委員よりお願いいたします。</p>
松下委員	<p>委員番号5番の松下です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町の三川内で、現況は畑。面積は7,767㎡のうち1,272㎡。貸人は北浦町在住の方で、借人も同じく北浦町在住の34歳の男性です。契約内容は5年間の使用貸借権で借人の経営状況は9,575㎡で労力人1人。申請理由は農業後継者への経営移譲となっています。7月23日に借人立ち会いのもと現地調査を行いました。面的な利用状況と耕作状況について確認を行い、地域との調和要件については問題ありませんでした。貸人は85歳と高齢であるため、孫である借人と使用貸借権を結ぶこととなったようです。借人は県外より戻ってきて農業を開始するとのことで、新規就農の青年就農給付金を受けながらしきみの生産を行っています。農業に対する意欲、経験等十分であり特に問題無いと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、松下委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす</p>

	べてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、松下委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第 94 号、農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。 整理番号 1 番について、委員番号 10 番 片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。
片伯部委員	委員番号 10 番の片伯部です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は出北 6 丁目で田が 1 筆の 429 m <sup>2</sup> です。譲渡人は長浜町の方で、譲受人は浜町在住の 36 歳の男性です。譲受人の経営状況は 3,401 m <sup>2</sup> で労力人は 3 人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。今回の申請地は譲受人の世帯の母屋の向かいになります。7 月 23 日に田中推進委員、私、譲受人親子で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。何ら問題無いと思っておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	整理番号 2 番について、委員番号 1 番 わたくし原田が説明いたします。 農地の所在は牧町で田が 1 筆の 1,001 m <sup>2</sup> 。譲渡人は牧町の高齢の方で、譲受人は同じく牧町の 40 代男性です。譲受人の経営状況、労力人につきましては議案記載のとおりです。今月の 23 日に梅田推進委員、私、譲受人で現地調査を行いました。地目は田となっておりますが、現況は畑で、譲受人の隣接した土地であり、地域との調和要件等問題無いと判断しました。以上でございます。よろしくご審議下さい。 次に判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで、2 件とも問題ありませんでした。第 7 号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 95 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 95 号 農用地利用集積計画について説明いたします。議案書は 6 ページ、7 ページとなります。貸し人や借り人等の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容はすべて 5 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 96 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。</p> <p>なお、整理番号 27 番と 28 番は、委員番号 17 番 牧野博文委員と委員番号 8 番 高橋正二委員にそれぞれ関連がありますので退室後の審議となります。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 96 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について整理番号 1 番から 26 番について説明いたします。議案書は 9 ページから 13 ページとなります。貸し人や借り人の詳細については議案書に記載のとおりで契約内容は 5 年間から 6 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 27 番について審議いたします。牧野博文委員は退室をお願いい</p>

	<p>たします。</p> <p>(牧野博文委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 96 号の整理番号 27 番について説明いたします。議案書は 13 ページとなります。農地の所在は小野町で田が 1 筆の 763 m<sup>2</sup>です。貸し人は伊形町在住で借り人は片田町在住の男性の方です。契約内容は 5 年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。牧野博文委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(牧野委員入室)</p>
議長	<p>続きまして整理番号 28 番について審議いたします。高橋正二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(高橋正二委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは議案第 96 号 整理番号 28 番について説明いたします。議案書は先ほどと同じく 13 ページとなります。貸し人は伊形町在住の共有名義人で借り人は下伊形町の農事組合法人です。農地の所在は伊形町で田が 1 筆の 521 m<sup>2</sup>、契約内容は 10 年間の賃借権です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。高橋正二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(高橋委員入室)</p>
議 長	<p>続きまして議案第 97 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 97 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 15 ページから 18 ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで借り人はすべて公益社団法人 宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は 5 年間又は 10 年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
花畑委員	<p>委員番号 18 番の花畑です。整理番号 7 番以降、使用貸借権の設定ということで、無償になっておりますが、これは全額公社が負担するというところでよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>こちらについては通常の使用貸借権の設定と同様に、貸し人から公社を介して借り人に無償で配分される予定と考えていただければよろしいかと思います。</p>
花畑委員	<p>中間管理機構を活用するための手数料は発生しないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>事務手数料につきましては存在しないと思われます。</p>
花畑委員	<p>分かりました。</p>
片伯部委員	<p>水利費等はどのようになっているのですか。貸し人が支払って借り人の負担は一切なく、無償で作れるということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>水利費等につきましてはケースバイケースで、予めどちらが負担するか、出し手と受け手の間で合意がなされていると聞いたことがございます。あくまで土地の利用に関する借賃が発生しないと考えていただいた方がよろしいかと思います。</p>
片伯部委員	<p>水利費についてはこの議案に記載されないということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい。本計画は出し手から機構に対して貸付けを行うということを公告するための案件ですので、水利費についてはこの議案には記載されておりません。</p>
片伯部委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>この地区につきましては、水利費も 100 パーセント完納されており、問題は生じてい</p>



	<p>ません。最近では農地の価格そのものも下がっており、作ってくれるなら無償でも構わないという人も増加してきているようです。賃借料、水利費等、個人間でうまく調整されているのだと思います。</p> <p>他に質問はございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして議案第 98 号、農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について、委員番号 5 番 松下康廣委員より説明をお願いいたします。</p>
松下委員	<p>委員番号 5 番の松下です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は北浦町三川内で畑 2 筆の合計 1,022 m<sup>2</sup>です。譲渡人は南一ヶ岡と北浦町在住の 2 名の方で譲受人は昭和町の家電小売業です。申請理由は太陽光発電施設の設置となっています。7 月 26 日に振興局、農業委員会事務局、譲受人、私で現地を調査しました。床面につきましてはコンクリート等はすることは無く、排水については自然浸透、造成の際は盛土はせず、安全のためフェンスで覆うとのことでした。転用による周辺環境への影響は特に無く、問題無いと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて整理番号 2 番について、委員番号 7 番 安藤重徳委員となっておりますが、欠席のため、農地利用最適化推進委員の甲斐信良委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐推進委員	<p>推進委員の甲斐です。安藤委員に代わり整理番号 2 番についてご説明いたします。所在は北川町長井で畑 1 筆の 112 m<sup>2</sup>です。譲渡人は北川町長井在住の方で、譲受人は大分県豊後大野市の方です。申請理由は宅地の一部（法面）とのことで、追認申請となっています。7 月 26 日に譲渡人、市担当、県担当、安藤委員、私で現地調査を行いました。場所は 21 ページの No.2 のとおりです。もともと山を切り開いて宅地としたようですが、傾斜地のため一目して農地として活用することは不可能です。周辺への影響など特段問題無いと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて整理番号 3 番について、委員番号 6 番 織田竜二委員となっておりますが、欠席のため農地利用最適化推進委員の榎本毅委員より説明をお願いいたします。</p>
榎本推進委員	<p>推進委員の榎本です。織田委員に代わり整理番号 3 番についてご説明いたします。所在は舞野町で畑 1 筆の 138 m<sup>2</sup>です。譲渡人は舞野町の方で譲受人は平田町の方です。申請理由は駐車場となっております。7 月 26 日に現地調査を行い、特に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて整理番号 4 番について、委員番号 14 番 大戸孝一委員より説明をお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>所在は北浦町古江で畑 1 筆の 431 m<sup>2</sup>です。使用貸人は北浦町市振の方で、使用借人は</p>

	北浦町の建設業となっておりますが、貸人が代表を務める株式会社です。申請理由は駐車場となっております。7月26日に県担当、市、松原推進委員、私で現地調査を行いました。周辺の農地への影響も無く、特に問題無いと判断しました。ご審議をお願いいたします。
議 長	続いて整理番号5番について、委員番号19番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊池委員	委員番号19番の菊池です。整理番号5番についてご説明いたします。所在は北方町で畑1筆の2,234㎡です。譲渡人は北方町の方で、譲受人は昭和町の家電小売業です。申請理由は太陽光発電施設の設置となっております。7月26日に市、県、緒方推進委員、私で譲受人を交えながら現地調査を行いました。23ページに記載してある図面を見ていただければ分かるかと思いますが、隣接する民家等無く、排水については自然浸透とのことで、特に問題は無いと思われまますので、皆様方のご審議をお願いいたします。
議 長	続きまして、農地区分について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番、2番、3番、5番につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっております。整理番号4番につきましては、北浦支所が半径300mの範囲内にあるため第3種農地となっております。このことから5件すべて立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法、道路法などの他法令での許認可の有無、資力、排水計画、転用の実効性など勘案しても一般基準に問題ありませんでした。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今、各委員と事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
花畑委員	委員番号18番花畑です。太陽光発電が普及し10年以上が経過し、すでに対応年数が過ぎてしまったものもあるという話を聞いたのですが、太陽光発電施設として利用していた土地が、その後宅地等になる場合再度地目変更登記が必要なのでしょうか。
事 務 局	太陽光発電施設として転用の許可申請を行った土地で、転用が実行され、登記地目が雑種地に変更されるところまできちんと手続きを行ったとします。その場合一度転用が実行されていますので、宅地として用いる等数年後に新たな目的が発生しても再度転用の手続きを行う必要はございません。一方で転用が実行されなかった場合、一度過去の転用を取り消して、再度新たな目的による転用の申請を行っていただく必要がございます。
花畑委員	分かりました。
議 長	その他、何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	それでは、ただ今出された意見につきましては、意見書に記載のうえ、県に進達いたします。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたし

	ます。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 47 号農地法第 4 条届出についてです。この案件は自己所有の農地の転用です。議案書の 25 ページに記載されております。全部で 2 件の届出があり、田が 1 筆の 1,226 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 107.2 m<sup>2</sup> 合計 2 筆の 1,333.2 m<sup>2</sup> の転用となっています。続きまして報告第 48 号農地法第 5 条の届出です。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権を伴った農地転用です。議案書の 27 ページに記載されております。全部で 3 件の届出があり、田が 1 筆の 174 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆の 1,018 m<sup>2</sup>、合計 6 筆の 1,192 m<sup>2</sup> の転用となっています。私からは以上です。</p> <p>続きまして報告第 49 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の 29 ページから 31 ページに記載されております。7 件の届出があり田が 37 筆の 18,861.91 m<sup>2</sup>、畑が 14 筆の 4,768 m<sup>2</sup>、合計 51 筆の 23,629.91 m<sup>2</sup> となっています。内容は記載のとおりです。</p> <p>また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありました。報告内容について、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようなので続いて協議第 17 号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課からの説明なのですが、本日は出席できないとのことなので、代理で事務局に説明をお願いします。
事務局	協議第 17 号、農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。本協議案件につきましても先ほど議案第 97 号にて機構への中間管理権の取得を皆様に審議していただいた分についての配分計画となっています。記載のとおり田、31 筆、10,617 m <sup>2</sup> について、受け手 2 名への配分を検討しております。なお、今回の案件につきましても個別案件及び重点実施地区での案件となっております。以上です。
議長	ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。
遠田委員	はい。
議長	遠田委員をお願いします。
遠田委員	委員番号 15 番の遠田です。配分計画（案）について異議はないのですが、整理番号 18-000188 から 18-000200 まで、どのようないきさつで、無償で 1 人の方へ集積することとなったのか、お話を聞く機会をいただきたいのですが。
議長	本日は総合農政課の職員が出席できないため、この場での回答は難しいかと思われま。私自身も農業委員として集積のため地区の集まりにはこれまでも足を運んでおりますので、後日確認して回答したいのですが。
事務局	よろしいでしょうか。

議 長	事務局で把握している情報がございましたらお願いします。
事 務 局	はい。本案件の使用貸借権の設定分につきましては、過去に耕作放棄され荒廃していた一団の農地を、受け手の方が自力で農地として復活させた土地となります。これまでも基盤強化法にて無償で集積をかけていた農地になりますが、前回の契約が期間満了を迎えるにあたり、この度中間管理事業を活用する運びとなりました。前契約の無償貸借という契約内容が、引き続き受け手と出し手の間で合意されたものであると思われま。最初から優良農地であったところを無償で借りた訳ではないということでご理解いただけたと思います。
議 長	遠田委員よろしいでしょうか。なぜ無償での契約なのか私も気になっていたところでしたが、今の事務局の説明を聞いて納得できました。
遠田委員	はい。
議 長	他にございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いようなので続いて協議第 18 号、延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは協議第 18 号、延岡市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）についてご説明させていただきます。議案書は 36 ページ、37 ページに記載されております。委員並びに推進委員の皆様におかれましては、昨年度も利用状況調査を実施していただいておりますので、ご理解いただいていることかと思いますが、簡単に説明しますと荒廃しているところを含めて農地を調査していただくこととなります。昨年同様 8 月から 10 月までを実施期間として定めたいと思います。実施要領ということで内容が記載されておりますが、遊休農地および遊休農地となるおそれのある農地を抽出することがメインとなってくるかと思えます。今年度については、昨年度皆様が調査していただいた結果を落とし込んだ航空写真を準備しました。それを担当地区の農業委員さんの封筒に 2 部入れております。委員と推進委員が 2 人で回る地区もあれば、委員と推進委員でエリアを分割して実施する地区もあるとのことでしたので、本総会終了後、10 分程時間をとりますので、担当地区毎に地図を振り分けていただけるとよろしいかと考えております。この定例会終了後、利用状況調査推進会議を実施しますので、具体的な内容につきましては振り分けた航空写真を見ながらご説明させていただきたいと考えております。 そして、皆様にご覧がございすが、昨年度までの調査で把握できなかった農地についても新たに荒廃した農地を見つけることがあると思えます。その場合は、どんどんリストに上げていただきたいと思います。地番が不明な場合につきましては、場所を把握した状態で事務局にデータを上げていただければ構いませんのでよろしくお願いたします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。
松 原 推進委員	松原です。去年から毎回毎回お願いしているんですけど、調査対象の農地が広大な面積になるので、地区毎に守るべき農地だけを対象に調査するというのでは駄目なんではないでしょうか。実情としてトラクターも入らず原野化している農地もあるのですが。毎回

	<p>毎回そのようなところに調査に行っても時間の無駄なので。</p>
事務局	<p>松原委員からお話がありましたが、全国の農業委員会で皆同様に全筆調査を実施しています。そこを変えるということは国のやり方そのものを変えるということとなります。現状では、現行の定めに従って実施していくしかございません。</p>
議長	<p>松原推進委員よろしいでしょうか。これは非常に難しい問題ではあります。私の担当地区でも様々な理由により原野化し、荒廃している農地があります。今回は事務局も新たなマップを作成してくれていますので、その情報を図面に落とし込めば良いと思います。各々の地域の実情は皆様がそれぞれ把握しており、1年を通して常日頃から確認していると思いますので、耕作再開されているという農地でも無ければ、荒廃していることがわかりきっている場所についてわざわざ足を運ぶ必要は無く、記録を残せば良いのではないのでしょうか。臨機応変に対応していくことが求められていると私は感じています。</p> <p>佐藤委員。</p>
佐藤委員	<p>委員番号 16 番の佐藤です。確認ですが、この調査は農用地域だけではなく、市街化地域等でも農地であれば調査を行う必要があったと思うのですが。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり農地については、全筆調査していただく必要がございます。松原委員がおっしゃるように守るべき農地を重点的にということも、お気持ちとしては理解できますが、国からの調査要綱では調査範囲は全農地となっておりますので、ご理解をお願いします。</p>
佐藤委員	<p>地番等把握しきれない場合、全農地を調査して図面に落とし込む形で事務局へ報告でもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。そのような形で図面に書き込んでいただいても構いません。委員や推進委員の皆様におきましては、担当地区の農地の状況についてこの一体は田で全面作付けされており何ら問題無い等概ね把握していることと思いますので。</p>
佐藤委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>実施要領につきましてはこの（案）で問題無いようですので、具体的な内容につきましては総会終了後の推進会議で事務局に説明していただきたいと思います。以上を持ちまして第 14 回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 8月28日（火） 午前9時30分～ 本庁舎 5階 災害対策本部室</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      原 田 博 史

5 番      松 下 康 廣

14 番      大 戸 孝 一